

東部中学校区“新しい小学校”の名前の選定について

（趣旨）

- 1 東部中学校区“新しい小学校”の学校名募集に応募された校名案の中から、校名（候補）を選定するため必要な事項を定める。

（選定基準）

- 2 選定基準は次のとおりとする。
 - （1）東部中学校区の“新しい小学校”としてふさわしい名称であること。
 - （2）校区の児童、生徒、保護者及び地域が、将来にわたって親しみや愛着を持てる名称であること。
 - （3）漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。
 - （4）現在の小学校名も排除しない。
 - （5）校名案の思いや理由も参考にする。

（選定方法）

- 3 選定方法は、第1次選定、第2次選定により行い、その手順は次のとおりとする。

（1）第1次選定

- ①「東部中学校区学校活性化協議会 総務部会」において、選定基準に基づき、応募のあった校名案の中から3点から5点程度を校名候補として選定する。
- ②総務部会委員による投票の上、総合的に判断して決定する。

（2）第2次選定

- ①「東部中学校区学校活性化協議会」において、総務部会で選定された校名候補の中から1点を選定する。
- ②活性化協議会委員による投票の上、総合的に判断して決定する。